

# 山口県報

令和3年  
12月21日  
(火曜日)

## 目 次

○条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………一

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………二

ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例……………六

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例……………七

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例……………七

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五十七号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五四、九〇〇円」を「二五五、五〇〇円」に、「七、三八〇円」を「七、四〇〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に、「一四、四九〇円」を「一四、五四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、八八〇円」に改める。

第八条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五四、九〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五十八号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五四、九〇〇円」を「二五五、五〇〇円」に、「七、三八〇円」を「七、四〇〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に、「一四、四九〇円」を「一四、五四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「三九、五二〇円」を「三九、六七〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、一二〇円」に改める。

第八条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五四、九〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第五十九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表中三十三の五の項を三十三の六の項とし、三十三の四の項を三十三の五の項とし、同表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考4、6及び10中「三十三の五の項」を「三十三の六の項」に改め、同項を同表三十三の四の項とし、同表三十三の二の項の次に次のように加える。

|                                |                    |  |       |      |
|--------------------------------|--------------------|--|-------|------|
| 三十の三<br>認定長期優良住宅に係る特例の許可に関する事務 | 認定長期優良住宅特例の許可申請手数料 | 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物に係る住宅の容積率に関する特例の許可 | 一件につき | 十六万円 |
|--------------------------------|--------------------|--|-------|------|

別表第一の8の表四十の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考1中「申請書に、」の下に「当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された」を加え、「第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類」を「第六条の二第三項に規定する確認書若しくは同法第五条第一項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「適合証」を「確認書等」に、「四万三千元を」を「三万七千元を」に改め、同備考1の一中「四万三千元」を「三万七千元」に改め、同備考1の二中「十万三千元」を「九万四千元」に改め、同備考1の三中「十六万四千元」を「十五万円」に改め、同備考1の四中「三十三万五千元」を「三十万六千元」に改め、同備考1の五中「五十九万九千元」を「五十五万九千元」に改め、同備考1の六中「百二十七万七千元」を「九十七万九千元」に改め、同備考1の七中「百九十二万三千元」を「百八十三万四千元」に改め、同備考1の八中「二百七十八万三千元」を「二百六十六万五千元」に改め、同備考1の九中「三百四十四万四千元」を「三百二十九万七千元」に改め、同備考2を削り、同備考3中「適合証」を「確認書等」に、「六万四千元を」を「五万六千元を」に改め、同備考3の一中「六万四千元」を「五万六千元」に改め、同備考3の二中「十五万五千元」を「十四万千元」に改め、同備考3の三中「二十四万五千元」を「二十二万二千元」に改め、同備考3の四中「五十万三千元」を「四十五万八千元」に改め、同備考3の五中「八十九万六千元」を「八十三万七千元」に改め、同備考3の六中「百五十四万千元」を「百四十六万七千元」に改め、同備考3の七中「二百八十八万四千元」を「二百七十五万円」に改め、同備考3の八中「四百十七万四千元」を「三百九十九万五千元」に改め、同備考3の九中「五百十六万六千元」を「四百九十四万二千元」

|       |                              |   |  |
|-------|------------------------------|---|--|
|       | 猟銃の操作及び射撃<br>に関する技能検定の<br>実施 | (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第四<br>条第一項第一号の<br>規定による所持<br>の銃砲又は刀剣<br>類の所持の許可<br>を受けるに對し<br>ける者に対する<br>許可の規程によ<br>る同号の規定に<br>する同号の規定<br>による所持の許<br>可 | (2) その他のもの   |
|       | 一件につき                        | 一件につき   | 一件につき  |
| 六千九百円 | 二万二千元                        | (同時に他の銃砲<br>又は刀剣類の持<br>有の許可の申請<br>を行っている場合<br>における当該申<br>請を行う場合にあ<br>つては、六千七百<br>円)   | (同時に他の銃砲<br>又は刀剣類の持<br>有の許可の申請<br>を行う場合にお<br>ける当該申請<br>千七百円) |
|       | を                            | に、  | を  |

に改め、同備考3を同備考2とし、同備考4中「法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）」に改め、同備考中4を3とし、5を4とし、同項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に関する部分中「備考4及び5」を「備考3及び4」に改め、同部分の備考中1及び2を削り、3を1とし、同備考4中「備考5」を「備考4」に改め、同備考4を同備考2とし、別表第一の11の表八の項中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲刀剣類所持許可申請等手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可申請等手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持の許可（）」を「銃砲等又は刀剣類の所持の許可（）」に、



年少射撃資格の認定のための講習会の実施

一人につき

九千八百円

を

年少射撃資格の認定のための講習会の実施

一人につき

九千八百円

クロスボウの射撃の練習を行う資格の認定

一件につき

（同時に他のクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の認定にあつては、五千六百円）

に改める。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第一の11の表八の項の改正規定は、同年三月十五日から施行する。

ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六十号

ふぐの処理の規制に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第六十一号**

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

山口県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第二百二十七条第二項」を「第三百三十四条第二項」に改め、同項第三号中「第三百三十三条第一号」を「第四百零一条第一号」に改め、同項第六号中「第二条第十六項」を「第二条第二十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第六十二号**

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十三年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる区域（他の法律の規定により開発行為に係る行為を行うことができる土地の区域を除く。）以外の土地の区域

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項の災害危険区域

ロ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域

ホ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水

（同法第二条第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として規則で定める土地の区域

(1) 土地利用の動向

(2) 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

(3) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況

ヘ イからホまでに掲げる区域のほか、政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域  
第四条第三項中「前二項」を「第一項（第一号ホを除く。）及び前項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。